

報道機関 各位

函館市教育委員会生涯学習部
生涯学習文化課

令和5年函館市文化賞受賞者の決定について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 令和5年函館市文化賞受賞者および贈呈式

(1) 受賞者

茶 道 一般社団法人表千家同門会函館支部
(いっぱんしゃだんほうじんおもてせんけどうもん
かいはこだてしぶ)

水産学 齊藤 誠一(さいとう せいいち)氏

情報科学 川嶋 稔夫(かわしま としお)氏

情報科学 木村 健一(きむら けんいち)氏

(2) 贈呈式 日時：令和5年11月2日(木) 午前11時から

場所：プレミアムホテル - CABIN PRESIDENT - 函館

2 配付資料

(1) 受賞者の履歴書および功績調書

(2) 函館市文化賞受賞者内訳

(3) 函館市文化賞条例

3 その他

令和5年9月29日に開催された函館市文化賞審議会において審議
し、受賞者を決定

【お問い合わせ先】

生涯学習文化課 TEL21-3462

令和5年函館市文化賞
(報道用資料)

(令和5年10月10日調製 生涯学習部生涯学習文化課)

功 績 調 書

いっばんしゃだんほうじん おもてせんけどうもんかいはこだてしぶ
一般社団法人 表千家同門会函館支部

同法人は、昭和39年2月に設立されて以来、表千家茶道を正しく継承普及し、文化の高揚、発展に寄与することを目的に活動し、これまで昭和63年の青函博協賛茶会をはじめ、函館市開港150周年記念茶会や市制施行90周年お祝呈茶、新幹線開業祝茶会など、函館市の節目の年には地域を盛り上げるための事業を開催してきたほか、阪神淡路大震災チャリティ茶会や東日本大震災チャリティ茶会を開催し寄附を行うなど、多くの活動を通じて本市の茶道会を牽引してきた。

また、毎年、茶の湯文化を伝える市民講座・市民茶会を開催しているほか、市内の各小学校における茶の湯体験出前講座を独自に実施するなど、茶道の心を多くの市民や若い世代に伝える活動を続けており、本市の茶道文化の振興・発展に貢献した。

功 績 調 書

さい とう せい いち
齊 藤 誠 一

氏は、人工衛星が測る広域海洋環境データを水産学研究にいち早く取り入れ、北海道の主要水産物の漁場・好適環境の推定に取り組んできた衛星水産学分野の世界的なパイオニアであり、平成18年には、民間企業とともにベンチャー組合を設立し、函館市臨海研究所を基点として水産海洋情報サービス「トレダス」を全国展開したほか、北海道における衛星リモートセンシング技術や地理情報システム技術の普及啓蒙に努めた。

また、北海道大学での人材育成はもとより、市民向けの講演会や地理情報システム講習会の開催を通じて、研究成果を発信し、地域発のスマート水産業の向上に繋げるなど、地域の振興・発展に貢献した。

功 績 調 書

かわ しま とし お
川 嶋 稔 夫

氏は、公立はこだて未来大学において、開学時から23年間にわたり、視覚情報支援やミュージアムIT等の専門領域の研究に取り組むとともに、情報関連の研究者など後進の育成に尽力したほか、副理事長をはじめとする要職を歴任し、大学運営における様々な課題へ積極的に取り組むなど、大学の発展に寄与した。

また、函館市中央図書館や市立函館博物館が所蔵する数万点におよぶ貴重な郷土資料や、1万ページにおよぶ函館市史のデジタル化にあたり中心的な役割を果たし、「デジタルアーカイブ」として、インターネット上での公開に尽力したほか、函館市の各種委員会等の委員や委員長を務め、教育研究で得た知見を本市のまちづくりに活かしているとともに、講演会等の開催を通じて地域の振興・発展に貢献した。

功 績 調 書

き むら けん いち
木 村 健 一

氏は、公立はこだて未来大学において、開学時から23年間にわたり、美学・情報デザイン分野の研究に取り組むとともに、情報デザイン分野における指導方法の確立と教育水準の向上に励み、人材育成に尽力するなど、同大学の特徴である情報デザインコースの礎を築き、大学の発展に貢献した。

また、函館アリーナのデザインプロジェクト、五稜郭築造150年祭や函館市電100周年事業等のグラフィックデザイン、函館リトファスゾイレの設置、市立函館博物館の各種企画展への参画のほか、地元企業のグラフィックデザインを手がけるなど、本市のまち並みのデザインの価値の向上に大きく貢献するとともに、函館市の各種委員会等の委員や委員長を務め、教育研究において得た知見を本市のまちづくりに活かし、地域の振興・発展に寄与した。

函館市文化賞受賞者内訳（分野別）

昭和25年～令和4年受賞者

分 野								個人	団体	計
音 楽								8	4	12
文 学								15	2	17
美 術	絵画	書道	版画	彫刻	写真	漆器工芸	デザイン	27	3	30
	9(1)	11(1)	2	2	3(1)	2	1			
芸 能	邦楽舞踊	華道茶道	演劇	琵琶・詩吟	歌舞伎	民謡	洋楽舞踊	38	4	42
	17(1)	14(1)	1(1)	4	2	1	3(1)			
自 然 科 学								31	0	31
人 文 科 学								36	4	40
その他 の文化	映画	朗読	国際交流	スポーツ				2	3	5
	2(1)	1(1)	1(1)	1						
合 計								157	20	177

() 内は団体で内書

函館市文化賞条例

昭和41年3月28日条例第29号

改正

平成26年3月14日条例第1号

平成30年3月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、函館市の文化の発達に貢献した個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 文化賞は、個人または団体で、函館市の芸術（音楽、文学、美術、舞踊その他の芸術をいう。）、芸能（雅楽、歌舞伎、講談、落語その他の芸能をいう。）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、科学（自然科学、人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

(表彰の方法)

第3条 文化賞は、賞状及び記念品とし、これに賞金を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 文化賞の授賞は、文化の日に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、文化の日以外の日に行うことができる。

(審議会)

第5条 文化賞受賞者の選考のため函館市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者等の中から市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、中途において委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし、職能によつて委嘱された委員がその職を退任したときは、委員を辞任したものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 [略]

附 則（平成26年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。